

伴走型相談支援及び出産・子育て支援応援給付金の一体的実施事業の実施について

1 概要

国の出産・子育て応援交付金の創設に伴い、区として本事業を活用し、妊娠期から出産・子育てまでの伴走型相談支援の充実と経済的支援を一体として、以下の事業を実施する。

2 事業内容

(1) 伴走型相談支援

既存の妊娠届出時のネウボラ面接と新生児訪問・乳幼児全戸訪問のほか、新たに妊娠8か月頃の面談を追加（妊娠8か月頃は、アンケートを併せて実施）

(2) 出産・子育て応援ギフト

妊娠届出時の面談実施後に5万円相当、出生届出から乳幼児全戸訪問までの面談実施後に5万円相当のギフトを支給

3 対象者

令和4年4月1日以降に妊娠を届け出た妊婦及び出生した児童の養育者

4 今後のスケジュール

令和5年3月 区ホームページ等による周知開始

妊娠届出者への事業案内の周知開始

出産・子育て応援ギフト遡及対象者へ案内送付（妊娠婦アンケートを同封）

令和5年4月 出産・子育て応援ギフト申請書受付及びギフト発送開始

遡及分以降 毎月妊娠8か月頃の妊婦を対象にアンケートを送付

※遡及対象者・・・既に妊娠を届け出た妊婦及び出生した児童の養育者

5 その他

(1) 出産・子育て応援ギフトについて、都が広域連携事業として実施する予定であり、区はこれに参加する。

(2) 都が独自に令和3、4年度で実施している「東京都出産応援事業」（出産時に10万円分のクーポン券を支給する区への委託事業）は令和5年度も継続予定。

出産・子育て応援交付金

令和4年度第2次補正予算：1,267億円、令和5年度予算案：370億円

1. 事業の目的

- 核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。
- こうした中で、地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を創設する。

2. 事業の内容

- 市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として実施する事業を支援する。

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ

※ 継続的に実施

妊娠期
(妊娠8～10週前後)

妊娠期
(妊娠32～34週前後)

出産・産後

産後の育児期

面談
(*1)

面談
(*2)

面談
(*3)

随時の子育て関連イベント等の情報発信・
相談受付対応の継続実施 (*4)

【実施主体】子育て世代包括支援センター（市町村）
(NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等への委託を推奨)

伴走型相談支援

(*2～4) SNS・アプリを活用したオンラインの面談・相談、
プッシュ型の情報発信、随時相談の実施を推奨

(*1)子育てガイドと一緒に確認。
出産までの見通しを寄り添って立てる 等

(*2)夫の育休取得の推奨、両親学級等の紹介。
産後サービス利用と一緒に検討・提案 等

身近で相談に応じ、
必要な支援メニューにつなぐ

(*3)子育てサークルや父親交流会など、悩みを共有できる仲間作りの場の紹介。産後ケア等サービス、育休給付や保育園入園手続きの紹介 等

- ・ニーズに応じた支援（両親学級、地域子育て支援拠点、産前・産後ケア、一時預かり等）
- ・妊娠届出時（5万円相当）・出生届出時（5万円相当）の経済的支援

«経済的支援の対象者»令和4年4月以降の出産 ⇒ 10万円相当

«経済的支援の実施方法» 出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減 等
※電子クーポンの活用や都道府県による広域連携など効率的な実施方法を検討。

3. 実施主体

市区町村(民間等への委託も可)

4. 補助率

令和4年度第2次補正予算 国2／3、都道府県1／6、市区町村1／6 ※システム構築等導入経費は国10／10
令和5年度当初予算(案)

○伴走型相談支援:国1／2、都道府県1／4、市区町村1／4

○経済的支援:国2／3、都道府県1／6、市区町村1／6 ※クーポン発行等に係る委託経費は国10／10